

福祉タクシー・燃料給付利用共通券【見本】



【表】

No. 1 2 3 4 5-0 1 令和6年度旭川市 福祉タクシー乗車券 自動車燃料給付券	キ リ ト リ	No. 1 2 3 4 5-0 1 令和6年度 旭川市福祉タクシー乗車券・自動車燃料給付券						
障害福祉タクシー利用 助成金額 1枚 500円 障害福祉燃料費の購入 助成金額 1枚 350円		<input type="checkbox"/> 障害福祉タクシー利用 助成金額 500円 <input type="checkbox"/> 障害福祉燃料費の購入 助成金額 350円 ↑使用時いずれかに☑を付けること						
有効期限 令和6年6月1日～ 令和7年5月31日		有効期限 令和6年6月1日～令和7年5月31日						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">取扱事業所 (事業者が記入)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">利 用 日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>障害者手帳 番号</td> <td></td> <td style="text-align: center;">旭川市長 </td> </tr> </table>	取扱事業所 (事業者が記入)	利 用 日	月 日	障害者手帳 番号		旭川市長
取扱事業所 (事業者が記入)	利 用 日	月 日						
障害者手帳 番号		旭川市長						

福祉タクシー・燃料給付利用共通券【見本】



【裏】

【福祉タクシー・燃料給付利用共通券の注意事項】

- ①「福祉タクシー乗車券」又は「自動車燃料給付券」のいずれかを選択して使用できます。
- ②使用する時は該当する欄にを付けて使用してください。
- ③使用する時に本券を切り離し、請求金額から助成金額を差し引いた金額をお支払いください。（おつりはできません。）
 - ・福祉タクシー利用券として利用する場合 500円
 - ・自動車燃料給付券として利用する場合 350円
- ④紛失・盗難にあっても、再発行はしません。
- ⑤お問い合わせ先 旭川市障害福祉課障害福祉係
電話 25-9855（直通）